

## *PwC Tax Insight (No.14/2018)*

### 国家立法議会在が移転価格条項を承認

Issue 28 September 2018

**pwc**

.....  
移転価格条項を歳入法典に導入する改正が国家立法議会在にて承認されました。  
.....

2018年9月27日、タイ国家立法議会在が改正歳入法典を承認したことにより、移転価格条項が法人所得税法に導入されることになりました。今後、官報の公布によって発効します。この条項は2019年1月1日以降に開始する会計期間から適用されます。

移転価格条項それ自体に全ての詳細が含まれているわけではないため、財務省および歳入局は、詳細の明確化と実務ガイダンスのために、細則を追加で発行することが見込まれます。

移転価格条項の重要な点は次のとおりです。

1. 移転価格に問題があると判断した場合、歳入局担当官は独立企業間取引価格になるように納税者の収益や費用を修正する権限を有しています(第一次調整)。結果として納税不足とされた場合は、第二次調整も適用されます。これは通常、みなし配当という形式を取ります。
2. 移転価格調査の結果、過大納税(税金還付)とされた場合、納税者は、更正通知の受取日から60日以内または税務申告書の提出期限日から3年以内に還付請求をすることができます。
3. 年間売上高が2億バーツ以上で免除条件を満たしていない会社は、法人税申告書の提出時に移転価格開示フォーマットの提出が求められます。このフォーマットでは、期末時点における関連者の情

報や、関連者間取引に関する情報の開示が要求されます。

また、これらの納税者には完全な移転価格文書の作成が要求されており、その保存期間は開示フォーマットの提出日から5年です。その間、歳入局担当官の要求に応じて提示する必要があります。初めて歳入局担当官から移転価格文書の提出を要求された場合、納税者は180日以内に提出すればよいとされています。2回目以降の提出期限は60日ですが、期限内に提出できない合理的な理由が認められた場合には120日まで延長することが可能です。

4. 開示フォーマットや移転価格文書といった移転価格情報を提出しない、または、不正確および不完全な情報を提出した場合には20万バーツ以下の罰金が科されます。

#### (PwCの見解)

最終的な移転価格条項では、2015年に公開された最初の草案にあった「対応的調整」(取引相手である納税者側との価格調整)条項が削除されました。さらに、公聴会で議論された、第71条2項に基づく移転価格更正があった場合にVATが課されないかという点については、明文化されませんでした。

タイは今やBEPSアソシエイトメンバーですので、3層構造の移転価格文書を採用することになります。移転価格情報の開示対象企業は売上2億バーツ以上と設定されていますが、これは開示フォーマットといわゆるローカルファイルについてであって、マスターファイルおよび/またはCbCR(国別報告書)にはまた別の基準値が設定される可能性があります。

これらの不明瞭な事項は、細則によって明確化されていくことが見込まれます。これらの細則は、改正歳入法典の発効後速やかに発表されると考えられます。明確になり次第、お知らせいたします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

#### 日本企業部 (Direct Telephone)

Somboon Weerawutiwong 魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com)

Peerapat Poshyanonda 武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)

Ornjira Tangwongyodying 桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)

Janaiporn Khantasomboon 熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com)

Niphan Srisukhumbowornchai 名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@th.pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com)

Panachai Anontanut 松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) [tamaki.toshinori@th.pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@th.pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がございましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).